

風致地区内行為許可後の届出について(お知らせ)

さいたま市風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条第1項の許可を受けた行為について、下記の状況変化があった場合は、該当する書類の提出をお願いします。

記

許可後の状況変化	提出する書類の名称
行為の内容を変更するとき	申請書等記載事項変更届
行為に係る事業の譲り渡しがあったとき 行為を受けた者に相続や合併があったとき	風致地区内行為許可承継届
申請者の住所や氏名（法人名称）に異動が生じたとき	住所（氏名）異動届
行為を廃止するとき	風致地区内行為廃止届
行為が完了したとき	風致地区内行為完了届

※令和4年11月1日申請分からは、上記書類の提出が必須になりますのでご注意ください。また、令和4年10月31日以前の申請分についても、上記書類の提出をお願いします。

※併せて「さいたま市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則」の改正に向けた準備を進めてまいります。

(問い合わせ先)

■許可申請、届出について

都市局 みどり公園推進部 北部公園整備課
電話 048-646-3179

■条例施行規則の改正について

都市局 みどり公園推進部 みどり推進課
電話 048-829-1414